令和８年版
モニタリングレポート
主なポイント

令和８年７月

公認会計士･監査審査会

モニレポ
P1参照

令和8年版モニタリングレポート

公表の趣旨

■ 監査や会計の専門家はもとより、市場関係者及び学生や社会人など一般の方々をも読者として想定
■ 審査会が実施するモニタリング活動の状況と成果を中心とした監査業界の現状や環境変化への対応を含む関連情報を分かりやすく提供することによって、監査の重要性に関する社会の理解を推進

構　成

■ 以下の4章（Ⅰ～Ⅳ）で構成。今回から報告書の構成を一部変更

Ⅰ．審査会によるモニタリング	Ⅱ．監査業界の概観	Ⅲ．監査事務所の運営状況	Ⅳ．監査をめぐる環境変化への対応
• 監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し • 検査を含む審査会のモニタリングの全体像 • 監査等を巡る国際的な関係機関との連携	• 公認会計士、監査法人、被監査会社の数の推移等、業界の概観	• 組織体制、IT化の進展、グループ監査への対応等の監査事務所の運営状況 • 会計監査人の異動や異動前後の監査報酬の状況 等	• 近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた制度改正等の動向

※読者の興味を引く話題を、各章の関連テーマの部分に「コラム」として記載

モニレポ
P10～11参照

令和8年版モニタリングレポート（Ⅰ）審査会のモニタリング

監査法人に対するモニタリングの進め方の見直し

公認会計士・監査審査会の使命・業務

- 公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性・透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取組む。

監査及び監査事務所をめぐる環境の変化

- 近年、会計不正発覚の事実を公表する上場会社等が増加傾向にあり、社会的影響の大きい事案も発生。
  （注）改正公認会計士法（令和5年施行）により、審査会は虚偽証明等の検証も行うことができることとされたところ。
- 上場会社を監査する担い手の裾野は引き続き拡大しているが、中小規模監査事務所については、審査会の検査において、品質管理の状況が十分でない事案も見られるなど、監査事務所の体制面の弱さが監査の品質面にも影響を及ぼすことが懸念される状況。
- 一方で、大手監査法人は時価総額ベースで上場会社の９割以上のシェアを占めており、資本市場における重要性を踏まえた監査品質の維持・向上を図る必要。
  また、所属するグローバルネットワークで開発するAI・監査ツールの導入等により監査手法が高度化・多様化しており、品質管理を含む監査法人の業務運営全般について的確に把握する必要。

監査事務所の状況やリスク等に応じ、より的確にモニタリングを実施していくことが重要。

【⇒モニタリング※の進め方の見直し】

※ オンサイトのモニタリング（検査）とオフサイトのモニタリングの両方を含む概念。

「監査事務所等モニタリング基本方針」では、審査会の行うモニタリングの目的やその考え方を示している。
本見直しを踏まえ、令和8年7月に基本方針を改正

令和8年版モニタリングレポート（Ⅰ）審査会のモニタリング

モニレポ
P11～13参照

監査法人に対するモニタリングの進め方の見直しの内容

- 監査を取り巻く環境・課題や監査事務所のリスクを適時・的確に把握し、それに基づき効果的・効率的な検査を実施するなど、オフサイトとオンサイトのモニタリングをより有機的に連動させ、対応を図っていく。

検査

- リスクベースで検査を実施。（早急に確認する必要がある場合には標準的な検査頻度に関わらず機動的に実施）
- 虚偽証明等の疑義がある監査事務所に対しては、虚偽証明等の検証も併せて行う。

＜監査事務所の規模別の標準的な検査頻度等＞

大手
- ➢ フルスコープ検査、フォローアップ検査に加え、品質管理システムの運用状況等にターゲットを絞った検証や、特定のテーマを横断的に把握する水平的レビュー等のオン・オフのモニタリング手法を活用し、通年モニタリングを実施。（従来は２年に一度の頻度で検査）

準大手
- ➢ 原則、２年に一度の頻度で検査を実施。（従来通り）
- ➢ 継続的に業務運営が良好な法人については、リスク・品質管理の状況を踏まえた検査頻度の見直しを検討。所属するグローバルネットワークの状況や品質管理の手法等も勘案し、大手に準じた検査の取扱いも検討。

中小
- ➢ 監査事務所の業務運営の状況等を踏まえ、リスクベースで検査先を選定するとともに、検査件数も増加。

オフサイト・モニタリング

情報収集・分析
- 公認会計士協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所のリスクを適時・的確に把握するとともに、IT・AIの導入状況や被監査会社の決算の訂正状況等についても情報収集・分析を行う。

改善フォローアップ
- 業務運営が良好でないと認められる監査事務所について、報告徴収等を通じて改善状況のフォローアップを強化し、実効的な改善を促す。

上記の見直し内容を踏まえた、令和8事務年度※のモニタリングにおける重点事項等を「令和8事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」として、令和8年7月7日に公表

※令和8年7月～令和9年6月

令和8年版モニタリングレポート（Ⅰ）審査会のモニタリング

モニレポ
P18参照

審査会によるモニタリングの概要

- 審査会は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューの状況報告を受け（①）、
- 協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し（②）、
- 必要があると認めるときは、協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施している（③）
- 検査の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告（④）

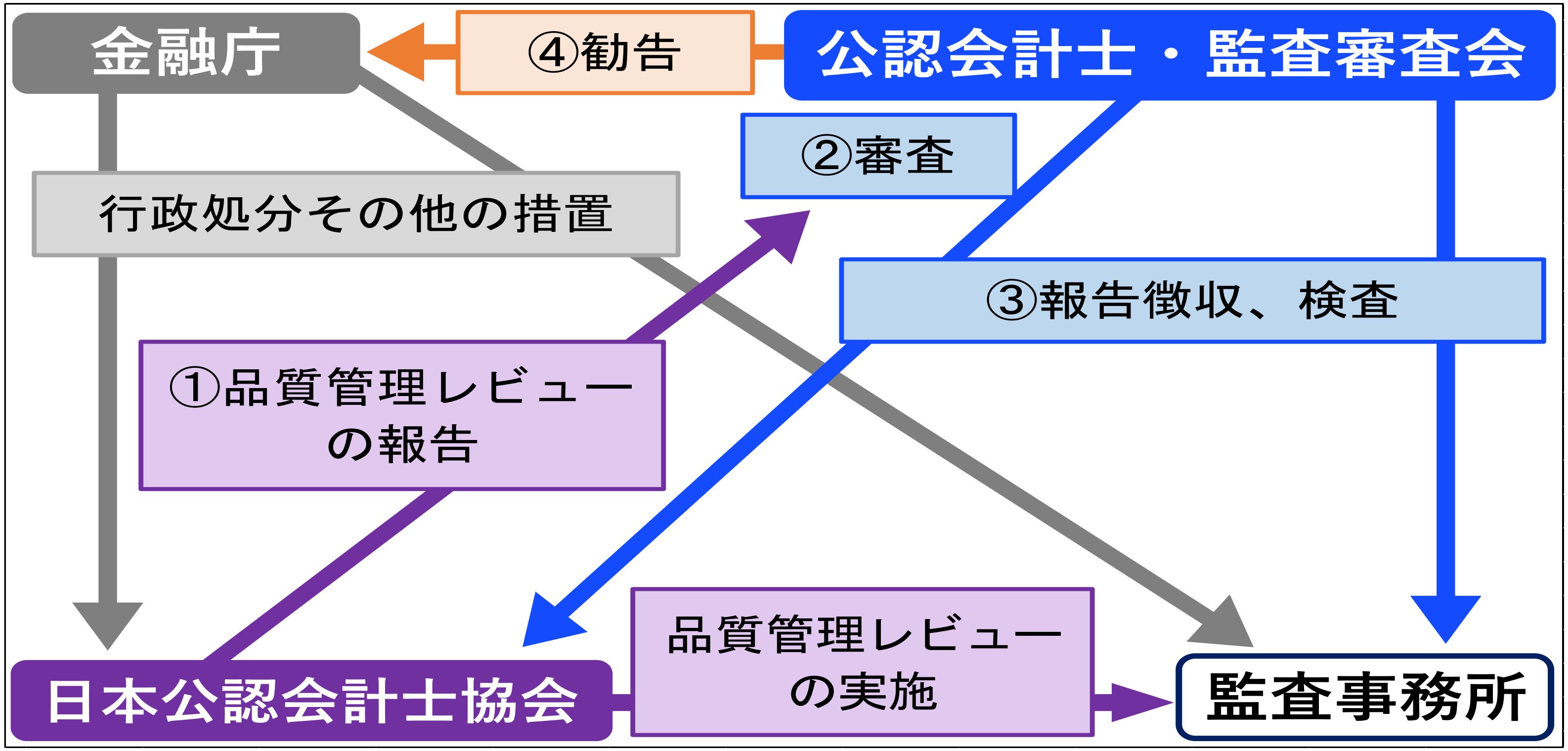

令和8年版モニタリングレポート（Ⅰ）審査会のモニタリング

モニレポ
P29～33参照

総合評価

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請（平成28事務年度から）
- 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下の区分となっており、最上位区分である「良好であると認められる」に該当する法人はない。
- 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることも一因と考えられる。

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人	準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	業務運営が良好と認められる場合	－	－	－
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	4	－	－
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	業務運営が良好であるとは認められない場合	－	4	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	－	1	5
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合（金融庁長官に勧告）	－	－	10

（注1）上記表は、令和3事務年度～令和7事務年度に終了した検査を審査会が集計
（注2）総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は2年に一度、準大手監査法人は、令和6事務年度まで3年に一度、その後は2年に一度が原則、中小規模監査事務所は必要に応じて実施
（注3）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計

令和8年版モニタリングレポート（Ⅰ）審査会のモニタリング

モニレポ
P35～43参照

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じた国際的な議論への参画

- ■ 監査監督当局間の協力・連携の場として、平成18年9月に発足。審査会と金融庁は、設立当初より加盟し、IFIARの主要メンバーとして積極的な活動を通じて、グローバルな監査品質の向上に貢献
- ■ 代表理事国として、6大監査ネットワークとの対話や、監査を巡るトピックごとのワーキンググループ（WG）・タスクフォース（TF）等の活動を主導。また、事務局ホスト国として、IFIAR事務局へ必要な支援を提供

最近の監査を巡る国際的な動向等に関連した主なIFIARの活動

検査指摘事項調査	監査におけるテクノロジーの活用
• 毎年、6大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に係るIFIAR加盟当局の検査結果を集計・公表 • 各6大監査ネットワークに対し、根本原因分析、改善措置の策定やその効果の継続的なモニタリング等に取り組むよう働きかけを実施	• 各6大監査ネットワークとの対話やメンバー当局間の監査監督実務の共有を踏まえ、テクノロジーの活用が監査品質に及ぼし得る影響や説明責任のあり方等について議論 • 令和8年4月、テクノロジーツールに関する監査法人のモニタリング体制の留意事項等を報告書として取りまとめ、公表
監査法人に対するプライベート・エクイティ（PE）投資の動向	**サステナビリティ情報の開示・保証の制度化**
• 近年、欧米を中心に、急速に拡大している監査法人に対するPE投資の動向について、関係者へのインタビューや文献調査を通じて実態を把握・分析 • 日本とオランダが共同議長を務め、IFIARとしての今後の対応について議論	• メンバー当局間でサステナビリティ保証に係る制度の枠組や監督アプローチ等に関する知見や実務を共有 • 令和7年にサステナビリティ開示・保証制度の導入状況や監督・検査体制の整備状況についてメンバー当局向けのアンケート調査を行い、令和8年6月、その結果の概要をファクトシートとして公表

外国監査監督当局との連携

- ■ 審査会は、二国間関係や地域連携の強化も重視。外国監査監督当局が主催する会議や地域のフォーラムにも積極的に参加・登壇し、日本の監査監督における課題や取組を共有
- ■ フォーラム等への関与は、国際的な規制動向や各地域固有の視点、実務・研究に係る最新の潮流を多面的に把握し、国内の監査監督に国際的な議論を的確に反映していく上で重要

令和8年版モニタリングレポート（Ⅱ）監査業界の概観

モニレポ
P62～65参照

- ■ 監査業務収入の約78%が大手監査法人（4法人）に集中
- ■ 近年においては、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向
- ■ 寡占傾向は、米国及び英国でも同様にみられる

監査法人の分類別シェア（令和6年度）

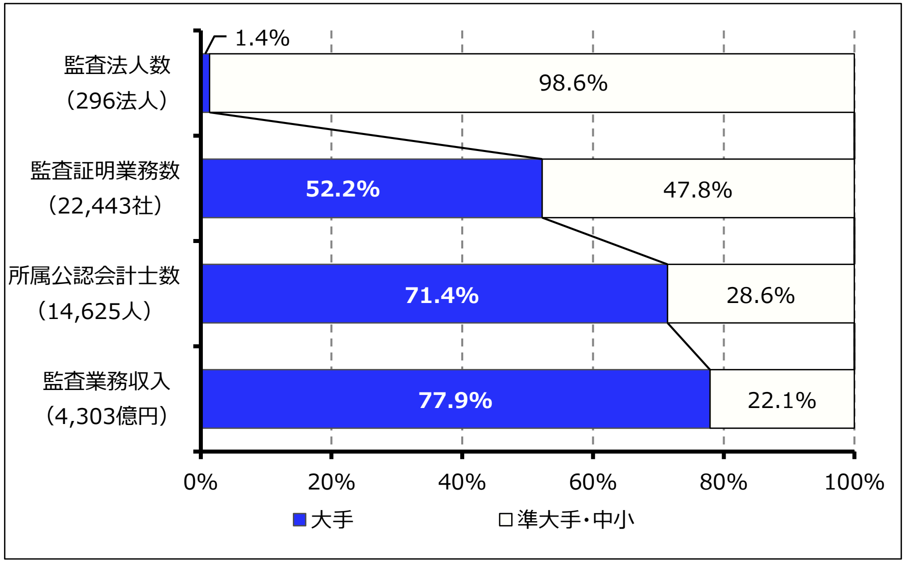

（出典）令和6年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から審査会集計

会計監査人の規模別上場国内会社数の推移

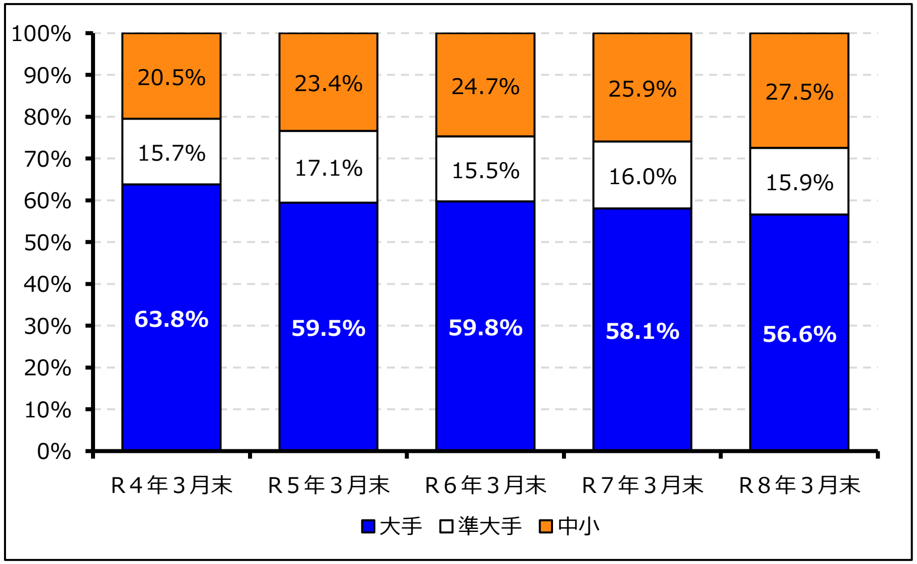

（出典）QUICK、取引所データより審査会作成

主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

モニレポ
P107参照

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	97%	99%	87%

（出典）以下の株価指数に採用されている会社数を基に審査会がシェアを算出
日本　日経225
米国　S&P500
英国　FTSE350

令和8年版モニタリングレポート（Ⅱ）監査業界の概観

モニレポ
P53～56参照

品質管理システムについて

- ISQM1※等の新設を受け改訂された「監査に関する品質管理基準」（改訂品管基準）は、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から、全ての監査事務所で適用
- 監査事務所は、監査業務以外の業務についても職業倫理の遵守等が求められる。

※国際品質マネジメント基準第1号

監査法人における対応状況

大手 / 準大手

- グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、評価項目の追加などを通じ、改訂品管基準で求められる品質管理システムの構成要素を充足
- 品質管理システムの運用・モニタリングは定着しつつあるが、引き続き、現場に浸透・定着させるための取組を実施

中小

- 適用開始を受け、協会が公表するツールを利用して、品質目標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続の策定等の対応を進める監査事務所が多い。
- 品質管理システムの評価基準日は監査事務所ごとに異なり、順次、評価結果の公表が進んでいる。公表された評価結果の中には、「重大ではあるが広範ではない識別された不備がある」との結論もみられる。
- 今後の課題として、品質管理業務に従事するリソースの確保や、法人の規模や特性等に応じた品質目標、品質リスク及び当該リスクに対処するための方針や手続を選別していくことが挙げられている。
- 品質管理システムに係る自らの評価プロセスにおいて、改善すべき事項を適時に発見し、根本原因を分析した上で、必要な改善策を策定し実行していくというPDCAサイクルを着実に回していくことも課題

令和8年版モニタリングレポート（Ⅲ）監査事務所の運営状況

モニレポ
P115～117参照

監査業務の定期的な検証

- 監査事務所が定めた品質管理システムに準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめる手続。個々の監査責任者による一つの完了した監査業務について少なくとも一定期間（例：3年間）ごとに実施される。
- 検証件数、検証担当者数、使用するツール等は、監査事務所の規模等により異なる。
  - ✓ 大手監査法人では約50～約170人、準大手監査法人では約15人～約40人、中小規模監査事務所では1人～約20人が従事
- 検証結果及び発見された不備事項は、監査事務所の規模にかかわらず、事務所内の研修等において構成員へ伝達され、注意喚起を行っているほか、監査品質向上の実効性を高めるため、大手監査法人・準大手監査法人及び一部の中小規模監査事務所においては、検証結果を業務執行社員の評価に反映

グローバルレビューの活用状況

- 4大グローバルネットワークでは、各国のメンバーファームにグローバルネットワークで規定した詳細な品質管理の基準や監査マニュアルへの準拠を義務付けており、各国のメンバーファームが実施する定期的な検証や個別監査業務の準拠状況を確認するため、グローバルレビューを実施している。
- 4大グローバルネットワーク以外では、大半において、グローバルネットワークで作成した監査マニュアルへの準拠の義務付けが緩やかであり、グローバルレビューの実施内容や頻度には大きな差がある。

監査意見表明前のモニタリング

- 監査意見表明前の進行中の監査業務を対象とするモニタリングを実施する取組。品質管理上の課題を発見し、監査チームに適時の対応を促すことが目的
- 不正リスクなどのリスクが高い監査領域等を対象として行われるケースが多い。

令和8年版モニタリングレポート（Ⅲ）監査事務所の運営状況

モニレポ
P 98～101参照

監査業務におけるAIの活用状況

- 大手監査法人を中心に、監査実施者のノウハウをAIに学習させ、あるいは生成AIを活用することにより、財務データの分析や書類確認等の監査業務の効率化・高度化を図るなど、会計監査にAIを導入する動きがみられる。
- 一方で、AIの活用については、データの正確性・適時性・網羅性、判断過程のブラックボックス化、アルゴリズムバイアス、データの機密性、ハルシネーション（幻覚）といった課題も指摘されている。
- AIの利用度を高める監査法人は、課題に対応する内部統制を構築することが求められ、所属する公認会計士は、AIのアウトプットを鵜呑みにしないよう、データサイエンスや機械学習に関して一定の知識を要することに留意が必要

監査業務でのITの活用状況（例）

＜凡例＞ ○ … 導入済、▲ … 導入中（一部の法人で導入済のものも含む。）、― … 未導入

分類	ツールの種類	大手	準大手
基盤・業務管理系	電子監査調書システム	○	○
	ファイル交換システム	○	▲
	監査データベース	○	―
分析・監査支援系	仕訳分析ツール	○	○
	証憑突合ツール	○	▲
	債権・債務残高確認システム	○	▲
	開示書類チェックツール	▲	▲
自動化	RPA	○	▲
AI・高度分析	AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の不正予測）	○	▲
	生成AI（法人内部の情報（規程・監査マニュアル等）照会対応）	○	▲
	自然言語処理（文書のデータ化及び解析）	▲	▲
	生成AI（監査調書のドラフト作成支援等（AIエージェント））	▲	―
	AI（非財務情報を用いた不正予測）	開発中	―
その他	ブロックチェーンの活用	○	―
	ドローン（実地棚卸の立会の効率化）	開発中	―

（出典）報告徴収等で把握した内容に基づき、審査会作成

令和8年版モニタリングレポート（Ⅲ）監査事務所の運営状況

モニレポ
P122～124参照

監査契約の新規締結及び会計監査人の異動

- ■ 令和7年6月期に比べて異動件数は減少。令和4年6月期をピークとした高い水準から、それ以前の水準に近付いてきており、会計監査人の異動の動きは一旦落ち着く様子にある。
- ■ 監査法人の規模別でみると、令和8年6月期においては、令和7年6月期に比べて異動件数は減少しているものの、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ変更する傾向は継続

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移（単位：件）

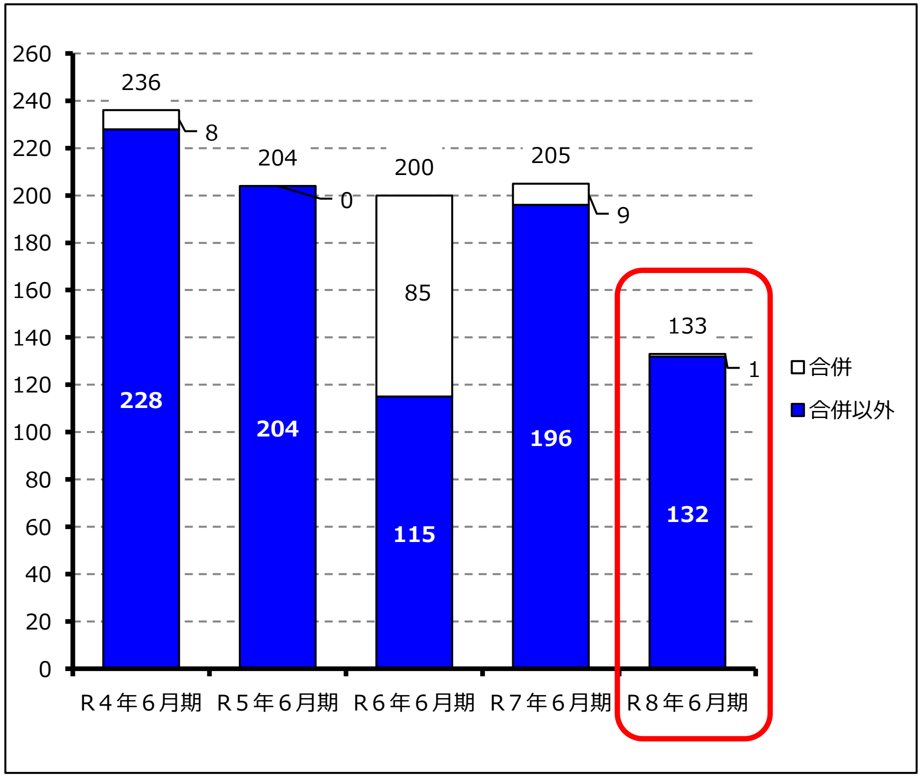

監査事務所の規模別の異動状況（単位：件）

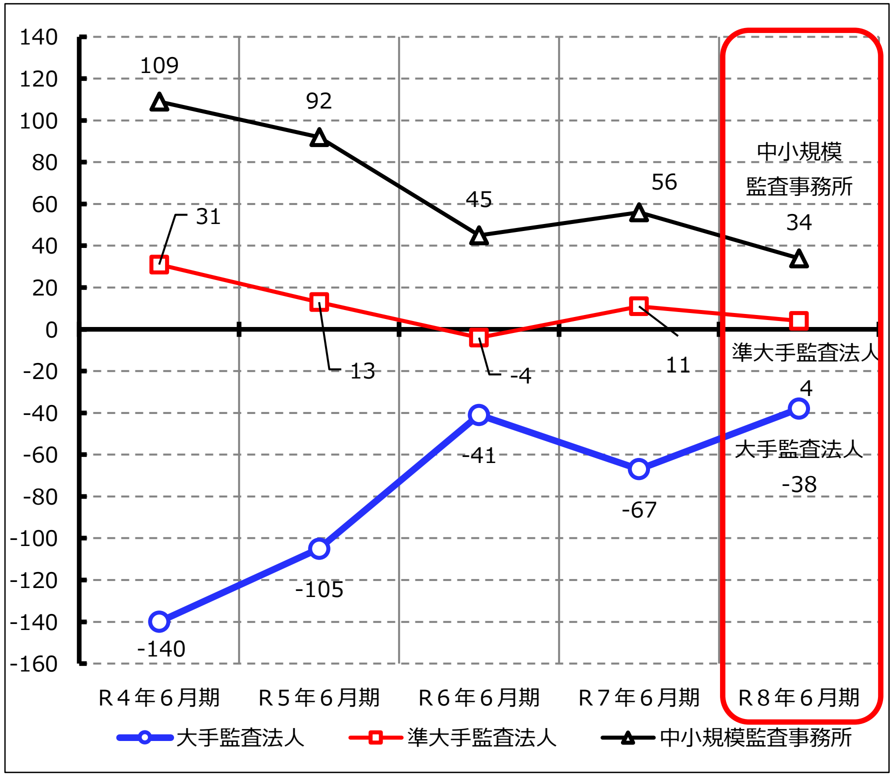

（出典）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の６月末までに後任監査人が決定している会社数を審査会が集計

令和8年版モニタリングレポート（Ⅲ）監査事務所の運営状況

会計監査人の異動理由（被監査会社の適時開示ベース）

- 監査報酬の増額提示、会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を異動理由に挙げているケースや、現行の会計監査人の継続監査期間の長期化を考慮して他の監査法人と比較検討した結果、会計監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多い。
- 現行の会計監査人が、監査契約の継続を辞退する件数も多くなっており、監査環境等の変化により監査工数の増加が見込まれる中、十分な人員の確保が見込まれないことなどを理由に挙げているケースがみられる。

上場国内会社の会計監査人の異動理由（単位：件）

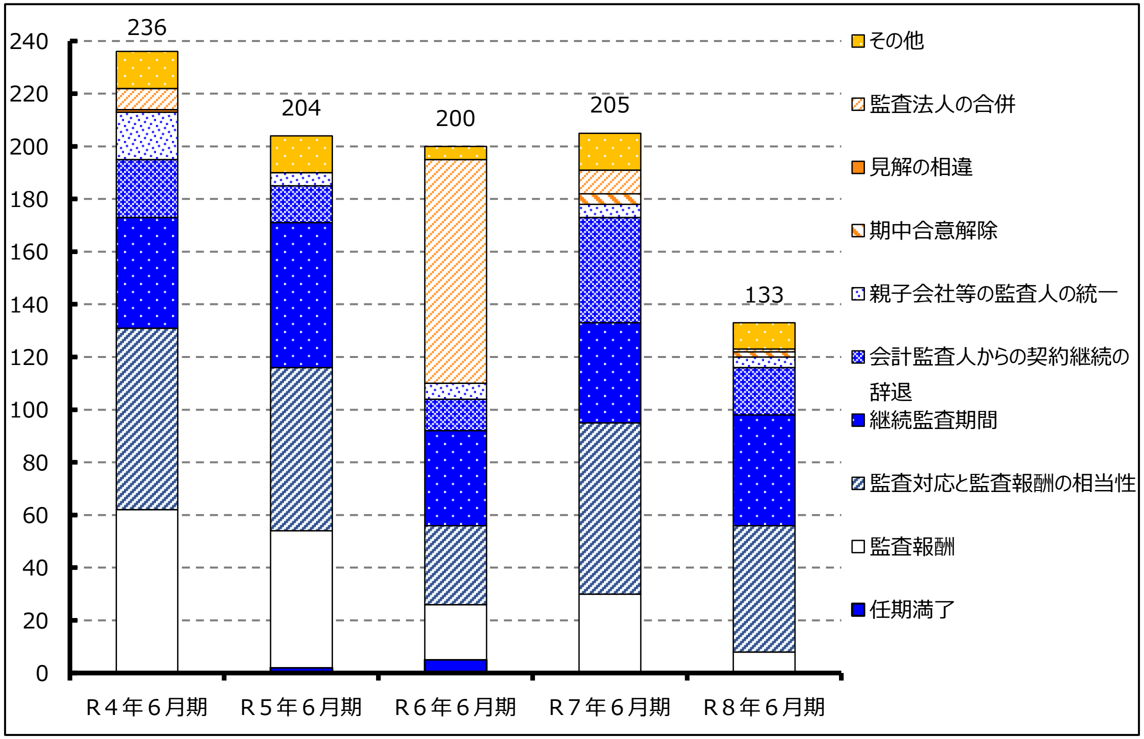

（注1）各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計
（注2）複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。

令和8年版モニタリングレポート（Ⅲ）監査事務所の運営状況

モニレポ
P130～131参照

会計監査人の異動前後における監査報酬の状況

- ■ より規模の小さい監査事務所への異動において、監査報酬が増加しているケースが前年度よりも多く認められている。
  - ✓ 被監査会社が監査報酬の相当性を重視しつつも、自社の事業規模に適した会計監査人による監査対応を優先させた結果、監査報酬の増加を受け入れたことによるものと考えられ、より小規模な監査事務所への異動と監査報酬の軽減が、必ずしも直結しない状況に変わりつつあることがうかがわれる。
- ■ 異動後の監査報酬が増加しているケースは、同規模の監査事務所、特に中小規模監査法人間の異動において相当数に上る。
  - ✓ 現行の会計監査人から監査契約の継続を辞退される件数が多くなっていることを踏まえると、被監査会社が速やかに会計監査人を選任する必要から、提示された監査報酬を受け入れた結果、監査報酬が増額している可能性がある。

監査人異動後の監査報酬の状況（単位：件）

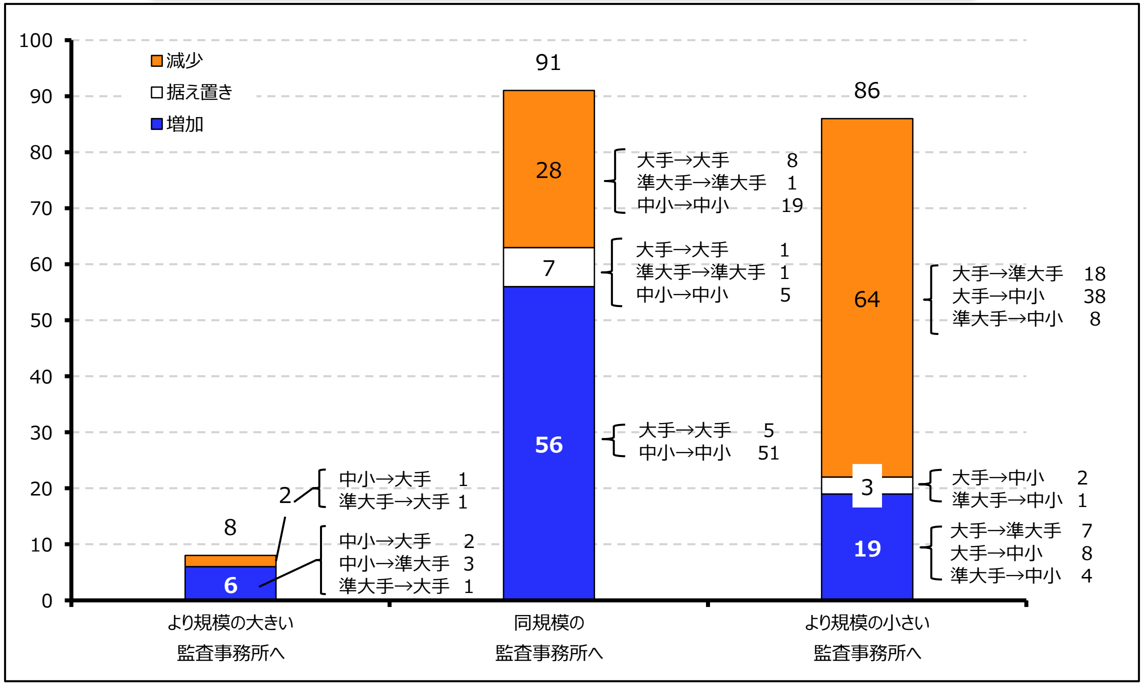

（注1）上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示（令和6年7月から令和7年6月）を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを審査会が集計
（注2）会計監査人の異動に関する適時開示及び令和8年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき作成

令和8年版モニタリングレポート（Ⅲ）監査事務所の運営状況

モニレポ
P89～91参照

社員の兼業

■ 大手監査法人では、社員の兼業（税理士事務所、個人事務所等）を原則として認めていない。

■ 準大手監査法人では法人により対応が異なるが、兼業を認めている場合でも、兼業者を含めた社員が監査法人業務に従事した時間の割合は9割を超えている。

■ 中小監査法人では、社員加入時に既に個人で税理士事務所を営んでいるケースもあることから、ほとんどの監査事務所で兼業を認めている。

非常勤職員

■ 中小監査法人では、職員に占める非常勤職員の割合が6割程度で推移しており、業務運営において必要な監査補助者を、非常勤職員に依存する状況がみられる。

常勤職員、非常勤職員の人員数（単位：人）

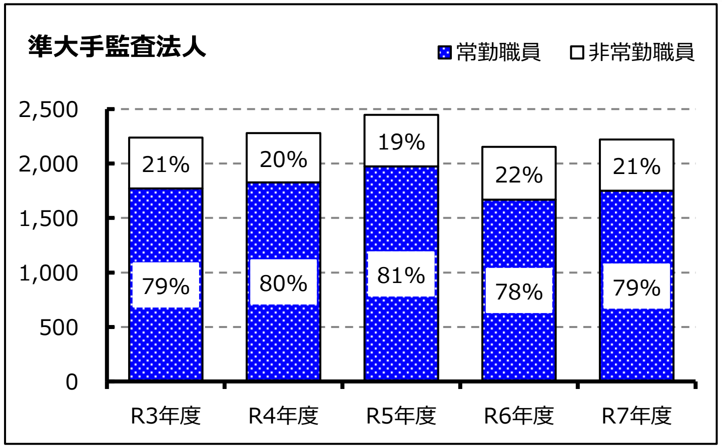

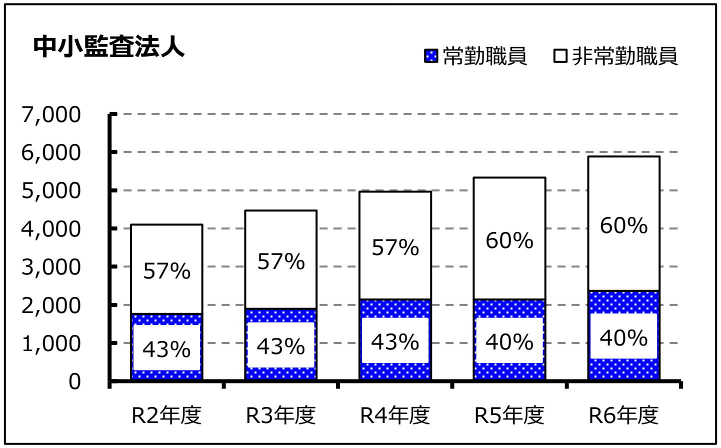

（出典）各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会が集計

令和8年版モニタリングレポート（Ⅳ）監査をめぐる環境変化への対応

モニレポ
P135～140参照

協会による中小規模監査事務所への対応

上場会社等監査人登録制度の運用

- 「上場会社等監査人登録審査会」において、登録・取消等の審査や当該制度の運営について審議
- 登録時は「登録審査のためのレビュー」を通じ、監査事務所の品質管理システムの整備状況を確認。また、登録の可否や取消しは、品質管理レビューを活用した適格性の確認結果に基づき、上記の登録審査会において決定
- 「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」の策定・改訂を通じ、適格性の確認における判断基準等を明確化。監査事務所は、当該ガイドラインに基づいたセルフアセスメントを実施の上、自主的な不備の改善を行うことが期待される。
- 令和7年7月、経過措置（みなし登録）の審査を完了、令和8年6月末時点で130事務所が登録

協会による中小規模監査事務所への支援

- 中小事務所等施策調査会及び中小監査事務所連絡協議会が主体となり、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所に向けて、充実した情報開示、監査品質向上、デジタル化、改訂品管基準及び改正倫理規則への対応、人材採用・育成等、各種の強化支援策を実施
- 監査業界内の組織・機関と連携し、中小監査法人における残高確認手続電子化や電子監査調書システム導入支援といった監査インフラの高度化や、監査法人のガバナンス・コード対応の支援などを推進

審査会による対応

- 改訂品管基準では、行政当局が監査事務所や協会の取組を支援しつつ、審査会の検査を通じて、監査事務所による主体的な品質管理の定着に努めるべき旨を記載
- 審査会では引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努めるとともに、関係機関が開催する講座や研修会における講義等を通じて、中小規模監査事務所の運営支援に取り組んでいる

令和8年版モニタリングレポート（Ⅳ）監査をめぐる環境変化への対応

モニレポ
P144～146参照

有価証券報告書の株主総会前の提出

■ 令和7年3月、金融担当大臣は全上場会社に対し、株主総会前の適切な情報提供として、有価証券報告書の提出は、株主総会の3週間以上前が望ましいとしつつ、企業の実務負担を踏まえ、当面は株主総会前日又は数日前の提出検討を要請

■ 大手監査法人によれば、令和8年3月期において株主総会前開示を予定している上場国内会社数は、前年度比約40%増加する見込みで、前日・2日前開示が大部分を占める一方、1週間以上前の開示予定も増加

株主総会前の提出が大手監査法人の監査業務へ与える主な影響等	有価証券報告書と事業報告書の一体開示・一本化に係る大手監査法人における主な対応等
➢ 株主総会前開示の早期化により監査スケジュールの前倒しと監査日程の集中が生じ、監査リソースの確保や監査品質への懸念があるほか、有価証券報告書の監査期間短縮に対応するため、監査手続の前倒しや事前協議の強化が必要 ➢ 上場被監査会社においては、全体最適の観点からスケジュールを検討し、監査人との協力体制を構築することが不可欠であるが、過度な早期化は監査業務に影響する可能性があり、必要に応じて株主総会日程の後倒しを含めた対応が必要	➢ 一体開示等について、法人内への最新情報の提供や、品質管理本部を横断するプロジェクトチームの設置等を通じた監査チームへの支援体制を整備 ➢ 一体開示等を予定する上場被監査会社へは、各社の状況に応じた対応を実施 ➢ 一体開示等への移行初年度は追加対応が見込まれるものの、将来的には、開示・監査の効率化及び株主総会前開示の促進につながることを期待

■ 審査会は、有価証券報告書の株主総会前開示や、有価証券報告書と事業報告書の一体開示・一本化による監査業務への影響等について、引き続き確認していく。

令和8年版モニタリングレポート（Ⅳ）監査をめぐる環境変化への対応

モニレポ
P143～144、
P148～151参照

新規上場時の会計不正事例を踏まえた関係機関の対応

- 新規上場会社が上場後間もなく会計不正が判明した事案では、販売代理店を介した循環取引、上場準備中の監査法人の交代、新規上場申請書類への虚偽記載といった特徴が判明
- これを受け、東京証券取引所及び日本自主規制法人が主体となり、日本証券業協会、日本公認会計士協会が相次いで対応方針を公表。新規上場に係る主要なゲートキーパーである取引所、主幹事証券会社及び監査法人が、相互に連携し、不正リスクに対応した審査・監査能力の向上に努め、上場準備会社への情報発信や啓発活動を推進することとした。

サステナビリティ情報の開示及び保証

- 国内では、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキンググループ」において、サステナビリティ情報の開示及び保証制度のあり方について検討。令和7年7月の中間論点整理及び令和8年１月の最終報告書において、制度設計の方向性を提示。これを受け、法制面の整備が進められている。
- 第三者保証に関しては、企業会計審議会の下に設置された「サステナビリティ情報保証部会」において、国際基準（ISSA5000等）と同等な保証基準等のあり方等について議論を実施
- 大手監査法人では、サステナビリティ情報に関するアドバイザリー業務や任意保証業務をグループで展開。サステナビリティ情報の専門家との連携強化を進め、監査部門への実務経験も付与。ISSA5000を踏まえた保証手続については、グローバルネットワークと連携したマニュアルやツールの開発が進展。日本からも開発に参画する動きがみられる。あわせて、この分野に係る品質管理体制の整備も進められている。